

独立行政法人国立文化財機構職員育児・介護休業規程

平成 19 年 4 月 1 日

国立文化財機構規程第 19 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人国立文化財機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 36 条の規定に基づき、職員の育児休業・介護休業等について定めることを目的とする。

(法令との関係)

第 2 条 育児・介護休業等に関してこの規程に定めのない事項については、就業規則、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）（以下「育児・介護休業法」という。）その他法令の定めるところによる。

(適用の範囲)

第 3 条 この規程は、就業規則第 2 条に定める職員に適用する。

第 2 章 育児休業

(育児休業の対象者)

第 4 条 育児のため休業を希望する職員で、次の各号のいずれにも該当する者は、この規程の定めるところにより、子を養育するためにする休業（以下「育児休業」という。）をすることができる。

- (1) 満 3 歳に達する日までの子（育児・介護休業法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する子をいう。育児に関する制度について以下同じ。）と同居し、養育する者
 - (2) 育児休業（第 9 条の 2 第 1 項に規定する出生時育児休業を除く。以下この条から第 9 条までにおいて同じ。）終了後、引き続き勤務する意思のある者
- 2** 前項の規定にかかわらず、当該育児休業を開始した日に養育していた子（双子以上の場合は同一の子とみなす。）について満 3 歳に達する日までの期間（当該子を養育していない期間を除く。）内に 2 回の育児休業をしたことがある職員は、次のいずれかに該当する場合を除き再び育児休業をすることができない。
- (1) 育児休業申出をした職員について、新たな産前産後休暇期間が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該産前産後休暇期間又は当該産前産後休暇期間中に出産した子に係る育児休業期間が終了するまでに、当該子のすべてが次のいずれかに該当することとなった場合
 - ア 死亡した場合
 - イ 養子となったことその他の事情により当該職員と別居することとなった場合
 - (2) 育児休業申出をした職員について、新たな育児休業期間（以下「新时期」という。）が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該新时期が終了する日までに、当該新时期

間の育児休業に係る子のすべてが、次のいずれかに該当することとなった場合

ア 死亡した場合

イ 養子となったことその他の事情により当該職員と別居することとなった場合

ウ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合

(3) 育児休業申出をした職員について、第 11 条の規定による介護休業期間（以下「介護休業期間」という。）が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって当該介護休業期間が終了する日までに、当該介護休業期間の介護休業に係る対象家族が、死亡又は介護休業の申出をした職員との親族関係が消滅することとなった場合

(4) （削除）

(5) 育児休業の申出をした職員に係る子の親である配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が死亡したとき

(6) 前号に規定する配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業の申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき

(7) 婚姻の解消その他の事情により第 5 号に規定する配偶者が育児休業の申出に係る子と同居しないこととなったとき

(8) 当該育児休業にかかる子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき

(9) 当該育児休業にかかる子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき

3 第 1 項の規定にかかわらず、国立文化財機構（以下「機構」という。）が労働者代表と協定を締結した場合は、次に掲げる職員を育児休業の対象者から除外することができる。

(1) 引き続き雇用された期間が 1 年に満たない職員

(2) 申出があった日から起算して 1 年以内に雇用関係が終了することが明らかな職員

（育児休業の申出）

第 5 条 育児休業を希望する職員は、当該育児休業にかかる子が満 3 歳に達する日までの範囲内において、育児休業をする予定の連続する期間の初日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）とする日を明らかにして、申し出るものとする。

2 育児休業の申出は、原則として、育児休業開始予定日の 1 月前までに、育児休業申出書（別紙様式 1）を提出するものとする。

3 育児休業の申出においてその事由を確認する必要がある場合は、育児休業の申出をした職員（以下「育児休業申出者」という。）に対し、証明書類の提出を求めることがある。

4 育児休業申出者は、当該申出をした後に申出にかかる子が出生した場合には、その旨を遅滞なく報告しなければならない。

5 第 1 項の申出があった場合は、当該育児休業申出者に対し、育児休業の取扱いについて通知するものとする。

（育児休業計画による再度の育児休業）

第 6 条 （削除）
（申出の撤回等）

第 7 条 育児休業申出者は、育児休業開始予定日の前日までは当該申出を撤回することができる。

2 前項の規定により育児休業を撤回した職員は、当該育児休業申出に係る子については、次の各号の一の特別の事情がある場合を除き、育児休業申出をすることが出来ない。

- (1) 育児休業申出に係る子の親である配偶者の死亡
- (2) 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業申出にかかる子を養育することが困難な状態になったこと。
- (3) 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業申出にかかる子と同居しないこととなったこと。
- (4) 当該育児休業にかかる子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になった場合
- (5) 当該育児休業にかかる子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合

3 第 1 項の育児休業申出の撤回は、育児休業撤回届（別紙様式 2）により行うものとする。

（育児休業期間の変更等）

第 8 条 育児休業申出者が、原則として育児休業開始予定日の前日までに次の各号の一の事由が生じた場合には、申し出により、当該申出に係る育児休業開始予定日を、1 回に限り変更することができる。

- (1) 出産予定日前に子が出生したこと。
- (2) 育児休業申出にかかる子の親である配偶者の死亡
- (3) 配偶者が負傷又は疾病により育児休業申出にかかる子を養育することが困難になったこと。
- (4) 配偶者が育児休業申出にかかる子と同居しなくなったこと。
- (5) 当該育児休業にかかる子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になった場合
- (6) 当該育児休業にかかる子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合

2 育児休業申出者が、育児休業終了予定日の原則として 1 月前までに申し出た場合は、当該申出に係る育児休業終了予定日を、1 回に限り変更することができる。ただし、前項第 2 号から第 6 号に掲げる事由があると認めた場合には、複数回にわたり育児休業終了予定日を変更することができる。

3 育児休業期間の変更の申出において、その事由を確認する必要がある場合は、育児休業期間変更の申出をした職員に対し、証明書類の提出を求めることがある。

（育児休業の終了）

第 9 条 育児休業終了予定日（前条により変更された場合は、変更後の育児休業終了予定日）とされる日の前日までに、次の各号の一の事情が生じた場合は、当該事情が生じた日（第 6 号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に育児休業は終了する。

- (1) 育児休業にかかる子が死亡した場合
- (2) 育児休業にかかる子が育児休業申出者の子でなくなった場合

- (3) 育児休業にかかる子が育児休業申出者と同居しなくなった場合
 - (4) 民法第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合
 - (5) 育児休業申出者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児休業申出にかかる子を養育することができない状態になった場合
 - (6) 育児休業終了予定日とされる日までに、育児休業申出をした職員について、産前産後休暇期間、第 9 条の 2 第 1 項に規定する出生時育児休業期間、第 10 条第 1 項に規定する介護休業期間又は新たな育児休業期間が始まった場合
 - (7) 第 4 条第 3 項第 2 号に該当することとなった場合
- 2 育児休業をしている職員は、前項各号に掲げる事情が生じた場合には、養育状況変更届（別紙様式 2）により遅滞なく、申し出なければならない。

（出生時育児休業の対象者）

第 9 条の 2 職員は、その養育する子について、次の各号のいずれにも該当する者は、出生時育児休業（育児休業のうち、この条から第 9 条の 6 までに定めるところにより、子の出生の日から起算して 8 週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して 8 週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して 8 週間を経過する日の翌日までとする。次項第 1 号において同じ。）の期間内にする休業をいう。以下同じ。）をすることができる。

- (1) 出生時育児休業にかかる子と同居し、養育する者
 - (2) 出生時育児休業終了後、引き続き勤務する意思のある者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員は、出生時育児休業をすることができない。
- (1) 当該子の出生の日から起算して 8 週間を経過する日の翌日までの期間（当該子を養育していない期間を除く。）内に 2 回の出生時育児休業をした者
 - (2) 第 4 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に定める者の範囲内であって出生時育児休業の対象者から除外するとされた者

（出生時育児休業の申出）

第 9 条の 3 出生時育児休業を希望する職員は、出生時育児休業をすることとする一の期間について、その初日（以下「出生時育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「出生時育児休業終了予定日」という。）を明らかにして、申し出るものとする。

- 2 前項の申出は、原則として、出生時育児休業開始予定日の 2 週間前までに、出生時育児休業申出書（別紙様式 1）を提出するものとする。
- 3 出生時育児休業の申出においてその事由を確認する必要があるときは、出生時育児休業の申出をした職員（以下「出生時育児休業申出者」という。）に対し、証明書類の提出を求めることがある。
- 4 出生時育児休業申出者は、当該申出をした後に申出にかかる子が出生した場合には、その旨を

遅滞なく報告しなければならない。

- 5 第 1 項の申出があった場合は、当該出生時育児休業申出者に対し、出生時育児休業の取扱いについて通知するものとする。

（出生時育児休業申出の撤回等）

第 9 条の 4 出生時育児休業申出者は、出生時育児休業開始予定日（第 9 条の 5 第 1 項の規定により出生時育児休業開始予定日を変更された場合にあっては、その変更後の出生時育児休業開始予定日とされた日。）の前日までは当該申出を撤回することができる。

- 2 前項の規定により出生時育児休業の申出を撤回した職員は、第 9 条の 2 第 2 項第 1 号の適用については、当該申出にかかる出生時育児休業をしたものとみなす。
- 3 第 1 項の出生時育児休業の撤回は、出生時育児休業撤回届（別紙様式 2）により行うものとする。

（出生時育児休業期間の変更等）

第 9 条の 5 出生時育児休業申出者が、原則として出生時育児休業開始予定日の前日までに次の各号の一の事由が生じた場合には、申し出により、当該申出に係る出生時育児休業開始予定日を、1 回に限り変更することができる。

- (1) 出産予定日前に子が出生したこと。
- (2) 出生時育児休業申出にかかる子の親である配偶者の死亡
- (3) 配偶者が負傷又は疾病により出生時育児休業申出にかかる子を養育することが困難になったこと。
- (4) 配偶者が出生時育児休業申出にかかる子と同居しなくなったこと。
- (5) 当該出生時育児休業にかかる子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になった場合
- (6) 当該出生時育児休業にかかる子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合
- 2 出生時育児休業申出者が、出生時育児休業終了予定日の原則として 2 週間までに申し出た場合は、当該申出に係る出生時育児休業終了予定日を、1 回に限り変更することができる。
- 3 出生時育児休業期間の変更の申出において、その事由を確認する必要がある場合は、出生時育児休業期間変更の申出をした職員に対し、証明書類の提出を求めることがある。

（出生時育児休業の終了）

第 9 条の 6 出生時育児休業終了予定日（前条により変更された場合は、変更後の出生時育児休業終了予定日）とされる日の前日までに、次の各号の一の事情が生じた場合は、当該事情が生じた日（第 6 号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に出生時育児休業は終了する。

- (1) 出生時育児休業にかかる子が死亡した場合
- (2) 出生時育児休業にかかる子が出生時育児休業申出者の子でなくなった場合
- (3) 出生時育児休業にかかる子が出生時育児休業申出者と同居しなくなった場合
- (4) 民法第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合
- (5) 出生時育児休業申出者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該出生時育

児休業申出にかかる子が出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの間、当該子を養育することができない状態になった場合

- (6) 出生時育児休業終了予定日とされる日までに、出生時育児休業申出をした職員について、産前産後休暇期間、第10条第1項に規定する介護休業期間又は新たな育児休業期間が始まった場合
 - (7) 第9条の2第2項第2号に該当することとなった場合
- 2 出生時育児休業をしている職員は、前項各号に掲げる事情が生じた場合には、養育状況変更届（別紙様式2）により遅滞なく、申し出なければならない。

第3章 介護休業

（介護休業の対象者等）

- 第10条** 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態（以下「要介護状態」という。）にある家族を介護する職員は、この規程の定めるところにより、当該家族を介護するためにする休業（以下「介護休業」という。）をすることができる。
- 2 前項に定める家族とは、次の各号に掲げる者（第6号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものとする。以下「対象家族」という。）とする。
- (1) 配偶者
 - (2) 父母
 - (3) 子（職員と法律上の親子関係にある子をいい、養子を含む。介護に関する制度について以下同じ。）
 - (4) 配偶者の父母
 - (5) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
 - (6) 父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子
 - (7) 前各号以外の家族で機構が認めた者
- 3 第1項の規定にかかわらず、介護休業をしたことがある職員は当該介護休業に係る要介護者が次のいずれかに該当する場合には、当該要介護者については、申出をすることができない。
- (1) 当該要介護者について3回の介護休業（短期介護休業を含む）をした場合
 - (2) 当該要介護者について介護休業をした日数（介護休業を開始した日から介護休業を終了した日までの日数とし、2回以上の介護休業をした場合にあつては、介護休業ごとに、当該介護休業を開始した日から当該介護休業を終了した日までの日数を合算して得た日数とする。）が6月に達している場合
- 4 第1項の規定にかかわらず、機構が労働者代表と協定した場合は、次に掲げる職員を介護休業の対象者から除外することができる。
- (1) 引き続き雇用された期間が1年に満たない職員

（介護休業の申出）

- 第11条** 介護休業を希望する職員は、対象家族が要介護状態にあることを明らかにし、かつ、一の

継続する要介護状態につき 6 月の範囲内で、介護休業を必要とする予定の連続する期間の初日（以下「介護休業開始予定日」という。）及び末日（以下「介護休業終了予定日」という。）とする日を明らかにして、申し出るものとする。

- 2 介護休業の申出は、原則として、介護休業開始予定日の 2 週間前までに、介護休業申出書（別紙様式 3）を提出することにより行うものとする。
- 3 介護休業の申出において、その事由を確認する必要がある場合は、介護休業の申出をした職員（以下「介護休業申出者」という。）に対し、証明書類の提出を求めることがある。
- 4 第 1 項の申出があった場合は、当該介護休業申出者に対し、介護休業の取扱いについて通知するものとする。

（申出の撤回等）

- 第 12 条** 介護休業申出者は、介護休業開始予定日の前日までは当該申出を撤回することができる。
- 2 介護休業申出がされた後、介護休業開始予定日とされた日の前日までに当該職員に次に掲げる事由が生じた場合は、当該介護休業申出は、されなかったものとみなす。この場合において、職員は、理事長に当該事由が生じた旨を遅滞なく届出なければならない。
 - (1) 介護休業にかかる対象家族が死亡した場合
 - (2) 介護休業にかかる対象家族が介護休業申出者の対象家族でなくなった場合
 - (3) 介護休業申出者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、対象家族を介護することができない状態になった場合
 - 3 介護休業の申出を撤回した職員が、撤回した介護休業にかかる対象家族について再び介護休業を申し出た場合は、その対象家族について介護休業をすることができる。
 - 4 第 1 項の介護休業申出の撤回は、介護休業撤回届（別紙様式 4）により行うものとする。

（介護休業期間の変更）

- 第 13 条** 介護休業申出者が、介護休業開始予定日の原則として 1 週間前までに申し出た場合は、1 回に限り当該申出に係る介護休業開始予定日を変更することができる。
- 2 介護休業申出者が、介護休業終了予定日の原則として 2 週間前までに申し出た場合は、当該申出に係る介護休業終了予定日を 1 回に限り変更することができる。ただし、機構が特別な事情があると認めた場合には、複数回にわたり介護休業終了予定日を変更することができる。
 - 3 介護休業期間の変更の申出において、その事由を確認する必要がある場合は、介護休業期間変更の申出をした職員に対し、証明書類の提出を求めることがある。

（介護休業の終了）

- 第 14 条** 介護休業終了予定日（前条の規程により変更された場合は変更後の介護休業終了予定日）とされる日の前日までに次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合は、当該事情が生じた日（第 4 号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に介護休業は終了するものとする。
- (1) 介護休業にかかる対象家族が死亡した場合
 - (2) 介護休業にかかる対象家族が介護休業申出者の対象家族でなくなった場合
 - (3) 介護休業申出者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、対象家族を介護することができない状態になった場合
 - (4) 介護休業終了予定日とされた日までに、産前産後の休暇期間、育児休業期間又は新たな介護休

業期間が始まった場合

(5) 対象家族の要介護状態が解消した場合

(6) 第 10 条第 5 項に該当することとなった場合

- 2 介護休業をしている職員は、前項各号に掲げる事情が生じた場合には、介護状況変更届（別紙様式 4）により遅滞なく、申し出なければならない。

（介護休業の特例）

第 15 条 介護休業の対象者のうち、特に必要がある場合は、1 日又は 1 時間を単位とする短期介護休業を取得することができる。

- 2 前項の短期介護休業の申出については、第 11 条（第 2 項を除く。）から第 14 条の規定を準用する。この場合において、「介護休業」とあるのは「短期介護休業」と読み替えて適用する。
- 3 短期介護休業申出者は、介護のため勤務しない日（以下「介護日」という。）を当該介護日の 1 週間前までに届け出るものとする。ただし、最初の介護日は短期介護休業開始予定日と同一とする。

第 4 章 時間外労働の制限

（育児・介護のための時間外労働の制限）

第 16 条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、勤務時間等規程第 7 条第 1 項及び第 2 項の時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1 月については 24 時間、1 年については 150 時間を超えて時間外労働をさせることはしない。ただし、次の各号に該当する職員は、時間外労働の制限をすることができない。

(1) 継続して雇用された期間が 1 年に満たない者

(2) 1 週間の所定勤務時間が 2 日以下の者

- 2 前項が適用される職員の範囲及びその他の事項については、育児・介護休業法第 17 条各項または第 18 条各項を準用する。
- 3 第 1 項の請求は、時間外労働制限申出書（別紙様式 7）により行うものとする。
- 4 第 1 項の請求において、その事由を確認する必要がある場合には、当該請求を行った職員に対し、証明書類の提出を求めることがある。

（育児・介護を行う職員の所定外勤務の免除）

第 16 条の 2 3 歳に満たない子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために所定外勤務の免除の請求を行った場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定勤務時間を超えて勤務させることはない。ただし、労働者代表と協定により所定外勤務の免除の対象から除外することとした、次に掲げる職員からの請求があった場合を除く。

(1) 継続して雇用された期間が 1 年に満たない者

(2) 1 週間の所定勤務時間が 2 日以下の者

- 2 前項が適用される職員の範囲及びその他の事項については、育児・介護休業法第 16 条の 8 及び 9 各項を準用する。
- 3 第 1 項の請求において、その事由を確認する必要がある場合には、当該請求を行った職員に対し、

証明書類の提出を求めることがある。

- 4 第 1 項の請求は、所定外勤務制限申込書（別紙様式 8）により行うものとする。

第 5 章 深夜業の制限

（育児・介護のための深夜業の制限）

- 第 17 条** 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、勤務時間等規程第 7 条の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後 10 時から午前 5 時までの間に労働させることはない。
- 2 前項が適用される職員の範囲及びその他の事項については、育児・介護休業法第 19 条各項または第 20 条各項を準用する。
- 3 第 1 項の請求は、深夜業制限申出書（別紙様式 7）により行うものとする。

第 6 章 育児・介護のための勤務時間の短縮等

（勤務時間の短縮）

- 第 18 条** 職員は、育児又は介護を必要とする場合には、1 日の所定の勤務時間を短縮した勤務に就くことができる。この場合の期間及び時間については次の各号のとおりとする。
- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する期間 1 日につき 1 時間又は 2 時間
- (2) 要介護状態にある対象家族を職員が介護をするために要する期間 1 日につき 4 時間の範囲
- 2 前項第 2 号の期間は、連続する 3 年の範囲内とする。
- 3 第 1 項各号の時間は、1 時間単位で申出るものとし、始業時及び終業時に 30 分単位で分割することができるものとする。
- 4 第 1 項第 1 号の申し出は、育児による勤務時間の短縮申出書（別紙様式 5）により、第 1 項第 2 号の請求は、介護による勤務時間の短縮申出書（別紙様式 6）により行うものとする。

（始業及び終業の時刻の変更）

- 第 19 条** 職員は、育児又は介護を必要とする場合には、1 日の所定の勤務時間を短縮することなく各施設で定める時刻により、勤務に就くことができる。
- 2 前項の勤務に就くことができる期間及び申し出の方法は、第 18 条の規定を準用する。

第 7 章 その他の事項

（育児・介護休業期間中の身分）

- 第 20 条** 育児・介護休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

（職務復帰）

- 第 21 条** 育児・介護休業の期間が満了したとき、第 9 条および第 14 条の規定による育児・介護休業の期間が終了したときは、当該育児・介護休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（通知書の交付）

第 22 条 理事長は、次に掲げる場合に、職員に対して通知書を交付する。

- (1) 職員が育児・介護休業をする場合
- (2) 職員が育児・介護休業期間を延長する場合
- (3) 育児・介護休業をした職員が職務に復帰した場合
- (4) 育児・介護休業を取り消す場合

（給与の取り扱い）

第 23 条 育児・介護休業等の期間の給与、期末手当及び勤勉手当については、別に定める独立行政法人国立文化財機構職員給与規程に定めるところによる。

2 退職金の算定に当たっては、独立行政法人国立文化財機構職員退職手当規程に定めるところによる。

（共済掛金の取り扱い）

第 24 条 育児休業中の職員が、理事長に申出をした場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月の掛金等（その育児休業の期間が一月以下である者については、標準報酬の月額に係る掛金等に限る）は、免除される。

- (1) 育児休業を開始した日の属する月と育児休業が終了する日の翌日が属する月とが異なる場合
その育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの月
- (2) 育児休業を開始した日の属する月と育児休業が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業の日数が 14 日以上である場合 当該月

2 職員が連続する二以上の育児休業をしている場合における前項の規定の適用については、その全部を一の育児休業とみなす。

3 申出は育児休業期間掛金免除申出書（共済組合所定様式）により行うものとする。

4 介護休業期間における共済掛金の被保険者負担分は、機構が徴収するものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第 25 条 職員は、この規程による育児・介護休業を取得したこと、及びこれに準ずる制度を利用したことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

（育児休業に伴う代替職員の雇用）

第 26 条 理事長は、育児休業の申し出があった場合において、当該申し出に係る期間（以下この条において「申出期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申し出をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、申出期間を限度として、期間を定めて代替職員を雇用することができる。

2 前項の規定により期間を定めて雇用する代替職員の雇用期間が申出期間に満たない場合にあつては、申出期間の範囲内（育児休業している職員が当該期間を変更又は延長した場合は、その期間の範囲内）において、雇用期間を更新することができる。

3 前 2 項による代替職員の就業に関しては、就業規則を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(育児休業・介護休業等に関する経過措置)

- 2 この規程の施行日の前日から引き続く期間について、独立行政法人国立博物館職員育児・介護休業規程（平成 18 年国立博物館規程第 71 号）、独立行政法人文化財研究所職員育児・介護休業等に関する規程（平成 13 年文化財研究所規程第 10 号）の適用を受け育児・介護休業等を承認されている職員は、この規程による適用を受けたものとみなす。

附 則

この規程は、平成 19 年 6 月 18 日に改正、同日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 22 年 6 月 11 日に改正し、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 7 月 8 日に改正、同日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 2 日に改正し、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 1 日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 31 日に改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 22 日に改正し、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 9 月 30 日に改正し、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 12 月 13 日に改正し、同日から施行する。

別紙様式 1

(出生時育児休業・育児休業) 申 出 書

提出年月日 令和 年 月 日			
独立行政法人国立文化財機構理事長 様		所 属..... 役 職..... 氏 名.....	
下記のとおり育児休業を申請いたします。			
1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄		子との同・別居	☐ 同居 ☐ 別居
生 年 月 日 (出産予定日)	令 和 年 月 日 生	就 業 の 有 無	☐ 有 ☐ 無
3 出生時育児休業			
3-1 休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで (職場復帰予定日 年 月 日)		
	※出生時育児休業を 2 回に分割取得する場合は、1 回目と 2 回目を一括で申し出ること 年 月 日から 年 月 日まで (職場復帰予定日 年 月 日)		
3-2 申出にかかる状況	(1)休業開始予定日の 2 週間前に申し出て ☐ いる ☐ いない (申出が遅れた理由)		
	(2) 1 の子について出生時育児休業をしたことが (休業予定含む) ☐ ない ☐ ある (回)		
	(3) 1 の子について出生時育児休業の申出を撤回したことが ☐ ない ☐ ある (回) → 2 回ある場合又は 1 回あるかつ上記 (2) が 2 回ある場合、再度申出の理由 []		
4 育児休業	☐ 育児休業 ☐ 育児休業期間の延長		
	☐ 再度の育児休業 ☐ 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業又は再度の育児期間の延長が必要な事情を記入)		
5 育児休業申請期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		

	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで（予定）
6 既に育児休業をした期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
7 配偶者の養育計画	育児休業等取得予定 ☐ 有 ☐ 無
養 育 予 定 期 間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
子を養育するために利用する制度等	☐ 育児休業 ☐ 育児休業以外の休業・休暇 ☐ その他（ ）
8 備 考	

- （注）①この請求書には，請求に係る子の氏名，請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師または助産婦が発行する出生（産）証明書，母子健康手帳の出生届済証明書，官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれかの写しでも可）を添付し，提出するものとする。
- ②子の出生前に請求する場合は，「3-1 休業の期間，5 育児休業申請期間」欄は出産予定日以降の期間とし，「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は，出生後速やかに行うこと。
- ③請求者の配偶者の養育予定期間は，請求者の育児休業における育児休業請求期間の満了日の翌日から再度の育児休業請求予定期間の初日の前日までの期間（3 月以上の期間に限る。）

別紙様式 3

介護休業申出書

理事長 殿		申出年月日 令和 年 月 日	
国立文化財機構職員育児・介護休業等に関する規程第 11条に基づき下記のとおり介護休業の申出をします。		申出者 所属 職名 氏名	
1 申出に係る要介護者			
氏 名			
続 柄			
2 他に介護休業をしている親族の有無 ☐ 有 ☐ 無			
3 申出の内容	☐ 介護休業 ☐ 介護休業期間の延長 ☐ 再度の介護休業 ☐ 再度の介護休業期間の延長		
	(介護休業又は介護休業期間の延長が必要な事情を記入)		
	☐ その他		
4 申出期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日		
5 既に介護休業をした期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日		
	(計 日)		
6 既に介護休業をした期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日		
	(計 日)		

- (注) ① 「5 既に介護休業をした期間」「6 既に部分休業をした期間」欄の記入は既に同一の要介護者に係る休業をした期間を記入する。
- ② 該当する□にはレ印を記入すること。

別紙様式 4

(介護休業撤回・介護状況変更) 届

令和 年 月 日 届出

理事長 殿

所属
職名
氏名

次のとおり（介護休業・介護による勤務時間の短縮）に係る家族の介護の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の理由

- ☐ 介護休業申出に係る要介護者が死亡した場合
- ☐ 介護休業申出に係る要介護者と当該介護休業申出をした職員との親族関係が消滅した場合
- ☐ 介護休業申出をした職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、要介護者を介護できない状態になった場合
- ☐ その他（ ）

2 届出の事由が発生した日

令和 年 月 日

別紙様式 5

(育児による勤務時間の短縮・始業終業時刻変更) 申出書

理事長 殿		申出年月日 令和 年 月 日	
国立文化財機構職員育児・介護休業等に関する規程第 18 ・ 19 条に基づき下記のとおり育児による（勤務時間短縮・ 始業終業時刻変更）の申出をします。		申出者 所属 職名 氏名	
1 申出に係る子		2 申出者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄		子との同・別居	☐ 同居 ☐ 別居
生年月日		就業の有無	☐ 有 ☐ 無
3 託児の態様	☐ 託児施設（ ） ☐ その他（ ） （託児時間： 時 分～ 時 分） （託児時間： 時 分～ 時 分）		
4 通勤時間	時間 分（託児先を経由する時間を含む）		
5 申出期間及 び時間	期 間		時 間
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
6 備考			

- (注) ① この申出書には、申出に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書，母子健康手帳の出生届済証明書，官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること（写しでも可）。
- ② 申出に係る子について、（ア）職員以外の子の親が部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合，（イ）託児の態様，通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合には，その内容を備考欄に記入すること。
- ③ 職員は，勤務時間の短縮を取り消す場合は，所定の方法により申し出ること。
- ④ 該当する□にはレ印を記入すること。
- ⑤ 勤務時間短縮または始業終業時刻の変更については，いずれか該当するものを○印で囲むこと。

別紙様式 6

(介護による勤務時間の短縮・始業終業時刻変更) 申出書

理事長 殿		申出年月日 令和 年 月 日	
国立文化財機構職員育児・介護休業等に関する規程第 (18 ・ 19 条) に基づき下記のとおり介護による (勤務時間短縮・ 始業終業時刻の変更) の申出をします。		申出者 所属 職名 氏名	
1 申出に係る要介護者			
氏 名			
続 柄			
2 他に介護休業をしている親族の有無		☐ 有	☐ 無
3 介護の態様	☐ 介護施設 () ☐ その他 () (介護時間: 時 分～ 時 分) (介護時間: 時 分～ 時 分)		
4 通勤時間	時間 分 (介護先を経由する時間を含む)		
5 申出期間及 び時間	期 間		時 間
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
6 備考			

- (注) ① 申出に係る要介護者について、(ア) 職員以外の子の親族が部分休業その他の介護のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合、(イ) 介護の態様、通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合には、その内容を備考欄に記入すること。
- ② 職員は、勤務時間の短縮を取り消す場合は、所定の方法により申し出ること。
- ③ 該当する□にはレ印を記入すること。
- ④ 勤務時間短縮または始業終業時刻の変更については、いずれか該当するものを○印で囲むこと。

別紙様式 7

(時間外労働・深夜業) 制限申出書

理事長 殿		申出年月日 令和 年 月 日	
		申出者 所属 職名 氏名	
国立文化財機構職員育児・介護等に関する規程第(16・17)条により, 下記のとおり(育児・介護)のための(時間外労働の制限・深夜業の制限)を申し出ます。			
1 申出に係る家族の状況			
氏 名			
続 柄			
生年月日(育児のみ)	令和 年 月 日生		
2 申出者以外の子の親(育児のみ)			
氏 名			
子との同・別居	☐ 同居 ☐ 別居		
就業の有無	☐ 有 ☐ 無		
3 申出をする理由(介護のみ)			
4 申出期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日		
	令和 年 月 日から令和 年 月 日		
	令和 年 月 日から令和 年 月 日		
	令和 年 月 日から令和 年 月 日		
5 備考			

- (注) ①この申出書には, 育児の場合には申出に係る子の氏名, 申出者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書, 母子健康手帳の出生届済証明書, 官公署が発行する出生届受理書など)を添付すること(写しでも可)。
- ②子の出生前に申出する場合は, 「4 申出期間」欄は出産予定日以後の期間とし, 「1 申出に係る家族の状況」欄の記入及び証明書類の添付は, 出生後, 速やかに行うこと。
- ③備考欄には, 申出に係る子が養子の場合においては, 養子縁組の効力が生じた日を記入する。
- ④該当する口にはレ印を記入すること。
- ⑤育児または介護, 時間外労働または深夜業及び根拠条文については, いずれか該当するものを○印で囲むこと。

別紙様式 8

所定外勤務免除申出書

理事長 殿		申出年月日 令和 年 月 日	
		申出者 所属 職名 氏名	
国立文化財機構職員育児・介護休業規程第 16 の 2 条により、下記のとおり（育児・介護）のための所定外勤務の免除を申し出ます。			
1 申出に係る家族の状況			
氏 名			
続 柄			
生年月日	年 月 日生		
2 1 の子が生まれていない場合の出産予定者の状況			
氏 名			
続 柄			
出産予定日	令和 年 月 日		
3 申出期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日		
4 申出に係る状況	免除開始予定日の 1 か月前に申出をして いる・いない→申出が遅れた理由 〔 〕		
5 備考			

- (注) ①この申出書には、申出に係る子の氏名、申出者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届済証明書、官公署が発行する出生届受理書など）を添付すること（写しでも可）。
- ②子の出生前に申出する場合は、「3 免除の期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 申出に係る家族の状況」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。